

キャンパスライフ・生活 ガイドブック

福井大学
グローバル人材育成研究センター
国際課

キャンパスライフ・生活 ガイドブック

目次

アカデミックカレンダー（文京キャンパス）	2
1. 大学に関すること	
キャンパスマップ（文京キャンパス）	3
学生対応窓口の案内	4
健康相談	5
2. 在留資格に関すること	
在留カード、在留期間更新の手続き	6
一時出国について	7
アルバイトについて	8
3. 保険に関すること	
医療保険制度（国民健康保険、国民年金）	9
大学で加入する保険（学研災・学研賠、インバウンド保険、留学生住宅総合補償）	10
4. 日常生活・安全に関すること	
普通の生活について	11
マイナンバーについて	11
郵便物・配達物の不在票について	12
引っ越しするときの手続き	13
安全・事故について	13
自転車の運転について	14
自動車の運転について	15
自然災害について	16
ANPICの初期登録について	17
避難所について	18
ゴミの出し方について	19

■ アカデミックカレンダー2026(文京キャンパス)

2026年 前期

(4月1日～9月30日)

前期開始	4月1日
授業開始日	4月9日
大学祭	5月23日、24日
試験期間	7月30日～8月5日
夏季休業	8月6日～9月30日
前期終了	9月30日

2026年 後期

(10月1日～2027年3月31日)

後期開始	10月1日
授業開始日	10月1日
冬季休業	12月28日～1月3日
試験期間	2月1日～2月5日
春季休業	2月8日～3月31日
後期終了	3月31日

授業時間

1時限	8:45 ～ 10:15
2時限	10:30 ～ 12:00
3時限	13:00 ～ 14:30
4時限	14:45 ～ 16:15
5時限	16:30 ～ 18:00
6時限	18:15 ～ 19:45 (18:00 ～ 19:30)

1. 大学に関すること

■ キャンパスマップ(文京キャンパス)



- 01/ 総合研究棟Ⅵ (教育学系3号館)
音楽棟
- 02/ 北門
- 03/ 総合教職開発本部
- 04/ 総合研究棟Ⅴ (教育学系1号館)
- 05/ 多目的ホール
- 06/ 通用門
- 07/ 保健管理センター (障がいのある学生及び教職員のための相談室)
- 08/ アカデミーホール
- 09/ 牧島ハウス
- 10/ 本部棟・キャンパス便乗り場
- 11/ 正門・守衛所
- 12/ 総合図書館/グローバル・コミュニティ・クラウド (GCC) (2F)
- 13/ 総合情報基盤センター
- 14/ 学生交流スペース「木立ちの広場」
- 15/ 学生交流センター
1F 国際課/グローバル・エンゲージメント推進本部/セーレン
グローバルハブ/プロジェクトラーニングスペース
2F キャリア支援課/キャリアセンター
3F 入試課/アドミッションセンター
- 16/ ATM (ゆうちょ銀行)
- 17/ 学生支援センター
1F 学生食堂 カフェテリア味菜/ショップ満天/学生用掲示板
2F ブックショップ明日輪/福井大生協事務所/証明書自動発行機
/学生サービス課/学生総合相談室 (障がいのある学生及び教職
員のための相談室) /教務課
- 18/ 共用講義棟
- 19/ 総合研究棟Ⅰ
- 20/ 総合研究棟Ⅳ-1 (工学系2号館)
- 21/ 総合研究棟Ⅳ-2 (工学系実験棟)
- 22/ 経理課 (北側1F)
- 23/ 総合研究棟Ⅲ (工学系1号館)
- 24/ 工学部生協売店 サテライトショップComet
- 25/ 総合研究棟Ⅷ (工学系4号館)
オープンR&Dファシリティ (工学系4号館西側)
- 26/ 工学部100周年記念館
- 27/ 産学官連携本部/地域創生推進本部
1F 研究推進課
3F 地域連携推進課
- 28/ 未来共創テキストスタイルセンター
- 29/ 総合研究棟Ⅶ (工学系3号館)
- 30/ 総合研究棟Ⅱ (遠赤外線領域開発研究センター)
- 31/ 超低温物性実験施設
- 32/ 先端科学技術育成センター
- 33/ 第1体育館
- 34/ 第2体育館
- 35/ 課外活動共用棟
- 36/ 東門
- 37/ グラウンド
- 38/ テニスコート

■ 学生対応窓口の案内

↓右隣の番号は、キャンパスマップの番号

こんなとき		相談窓口	
		正規生	交換留学生、研究生、科目等履修生
一般	留学生窓口教員に相談したい	島田教授 ⑮	
	窓口がわからないとき、困ったことがあったとき	国際課 ⑮	
在留資格	在留カードについて知りたい	国際課 ⑮	
	在留期間を更新したい		
	資格外活動許可(アルバイト)の申請をしたい		
授業に関する こと	日本語や日本文化・事情の科目に関すること	グローバル人材育成研究センター⑮	
	授業科目の履修について知りたい	教務課 ⑰	教務課 ⑰ 国際課 ⑮ (交換 A のみ)
	教室の場所を知りたい・教室を使いたい		教務課 ⑰
	やむを得ない事情で試験が受けられない・受けなかった		学生ポータル・HP/掲示板
	休講かどうか知りたい	総合図書館 ⑫	
	図書館を利用したい・文献の相談をしたい		
届け出	一時帰国・出国するとき	国際課 ⑮	
	アルバイトをするとき	国際課 ⑮ と 教務課 ⑰	
	住所や電話番号、メールアドレスに変更があるとき	教務課 ⑰	
	学生証の再発行について		
証明書	在学証明書・成績証明書がほしい	証明書自動発行機 ⑰	国際課 ⑮
	健康診断証明書が欲しい		保健管理センター⑦
生活	学生寮のことで相談したい	学生サービス課 ⑰	
	民間アパート契約の連帯保証人について	国際課 ⑮	
	民間アパートの住宅総合補償に加入したい・更新したい		
経済	学費を納入したい・学費の納入について尋ねたい	経理課出納担当 ⑫	
	授業料免除の申請をしたい	学生サービス課 ⑰	
	留学生向け奨学金を受けたい	国際課 ⑮	
心と体	悩み事の相談をしたい・ハラスメントを受けた	学生総合相談室 ⑰	
	病気やけがの治療、その他の健康のことについての相談	保健管理センター ⑦	
	健康診断の実施(正規生は4月に受診)	【健康相談は要予約・次ページの「健康相談」を参照】	
課外活動	大学の施設の使用・備品の貸し出しについて	学生サービス課 ⑰	
	どんなサークルがあるのか知りたい		
	国際交流の行事等に関すること	島田教授 と 国際課 ⑮	
その他	就職情報を知りたい・就職の相談をしたい	島田教授 と キャリア支援課 ⑮	
	福井大学の大学院に進学したい	入試課 と 国際課 ⑮	
	学内メールアカウントについて知りたい	総合情報基盤センター⑬	
	インターネット・Wi-Fiの利用申請をしたい		
	正課・課外活動や通学時にケガをした・事故を起こしたときの補償について	学生サービス課 ⑰	
	学内で落とし物をしたとき		

■ 健康相談 Counseling

相談内容	相談日	受付時間	予約方法
健康相談（内科医師）	月曜日～金曜日	9:00～17:00 予約制	窓口：保健管理センター ⑦ 【事務室】 TEL: 0776-27-8513 内線: 2261（文京） * 医師に相談を希望される場合は、予約が必要です。 * カウンセリングの予約は、電話、手紙でも結構です。看護師・保健師が対応します。
健康相談（精神科医師）	月曜日～金曜日	9:00～17:00 予約制	
健康相談（婦人科医師）	第4木曜日	15:00～17:00 予約制	
カウンセリング	月曜日～金曜日	9:00～17:00 予約制	
一般相談（看護師・保健師）	月曜日～金曜日	9:00～17:00	
留学生向けカウンセリング	第2・4火曜日	13:00～15:00 予約制	
学生生活に関わるさまざまな相談 ・修学（授業・卒論）について ・生活（睡眠・時間管理）について ・対人関係（友人・恋愛・家族）について ・心理（性格・将来）について …など	月曜日～金曜日 （祝祭日、大学 休日を除く）	9:00～17:30	窓口：学生総合相談室 ① システム予約（文京・松岡キャンパスのみ） 学生総合相談室 HP→【カンタン予約】 (http://soudan.adu-fukui.ac.jp/) ※福井大学の google アカウントでログイン お電話やメールでの予約も可能です 【文京キャンパス】 TEL: 0776-27-9986, 9987 Email: g-soudan@adu-fukui.ac.jp 【松岡キャンパス】 TEL: 0776-61-8802 Email: mg-soudan@adu-fukui.ac.jp 【敦賀キャンパス】 TEL: 0776-25-0087

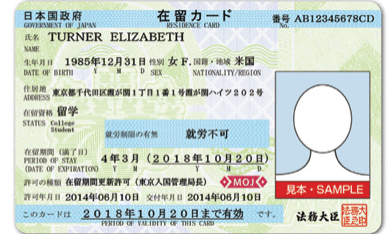


2. 在留資格に関すること

■ 在留カード

在留カードは、中長期在留者(日本に3ヶ月以上滞在する者)に対し、上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って交付されるものです。留学生にとってもっとも大切な日本国内での身分証明書なので、**常に携帯してください。**警察に職務質問などをされたときにこれを持っていないと、特に悪いことをしていなくても、すぐに解放してもらえず、問題になることがあります。

在留カード(表)



➤ 在留資格

- ・ 在留カードを見て、自分の在留資格が「**留学**」となっているか必ずチェックしてください。留学以外(「家族滞在」「研修」等)の在留資格が記載されている場合は、至急国際課に来て、在留資格の更新手続きをしてください。
- ・ 留学生として在留資格を保持するには、**週10時間以上(7コマ)授業を履修しなければなりません。**正当な理由がないのに、単位が十分に取れていない場合や、留年した場合、在留期間の更新が認められない可能性があります。授業についていけないと感じたら、早めに受入教員や教務課、国際課、グローバル人材育成研究センターの先生に相談してください。
- ・ 卒業後、インターンシップや就職活動を行う際も在留資格の変更手続きを行う必要があります。卒業後の進路が決まり次第、申請に必要な書類を国際課まで取りに来てください。

➤ 在留期間

- ・ 在留カードには有効期限(在留期間)があります。自分の在留期間を必ずチェックしてください。**在留期間が切れたまま日本に滞ると不法滞在となります。在籍中に在留期間が切れる場合は、1ヶ月前には、在留期間更新許可申請を行う必要があります。**更新許可申請書を国際課まで取りに来てください。(申請は3ヶ月前からできます。)
- ・ 留学期間の延長、進学や就職のために在留期間の延長を希望する場合は、在留期間更新許可申請をする必要があります。

■ 在留期間更新の手続き

➤ 在留期間更新許可申請

在留期間を延長するときは、更新手続きが必要となります。申請に必要な書類を国際課まで取りに来てください。また、出入国在留管理局(以下、入管)へ申請するために必要な書類は以下のとおりです。

- 1) 在留期間更新許可申請書 申請者作成P. 1~3、所属機関作成P. 1~2
- 2) 在学証明書
- 3) 成績証明書、または単位修得証明書(研究生の場合は、指導教員が作成した研究内容証明)
- 4) パスポート
- 5) 在留カード
- 6) 6,000円の収入印紙(郵便局等で購入)
- 7) 在留中の経費支弁能力を証明する書類
 - ・ 経費支弁誓約書(本国のご両親等が記入し押印する必要があるため、早目に手配してください。この書類はスキャンデータでの提出が可能です。)
 - ・ 財団等からの奨学金受給証明書(奨学金受給者のみ)

※状況によって提出書類が追加になる場合がありますので、早めに国際課へ問い合わせてください。

※在留期間が更新されたら、パスポートと在留カードを持って必ず国際課に来てください。また、銀行にも新しい在留カードを提示する必要があります。

➤ 家族の呼び寄せ

留学生が家族を日本に呼び寄せて生活することを希望する場合は、家族のために在留資格「家族滞在」を得る必要があります。手続きの方法は、留学生自身が家族の申請代理人として、出入国在留管理局へ家族の「在留資格認定証明書」の交付申請を行います。家族を呼び寄せ日本で生活したい留学生は、国際課まで連絡してください。

なお、短期に家族が日本を訪れる場合は、母国の日本大使館に査証の申請を、家族自身が行ってください。

国際課で在留資格に関する申請をした場合、申請に必要な書類を発行するまで1週間ほどかかります。
必要な手続きがある場合は余裕をもって申請しましょう。

＜在留カードを紛失してしまった場合＞

在留カードを紛失した場合、すぐに再発行する必要があります。紛失から2週間以内に警察に「紛失届」を提出しなければなりません。その他にも必要な手続きがあるので、すぐに国際課に来てください。

※在留カードが再発行されたら、新しい在留カードを持って必ず国際課に来てください。

■ 一時出国について

帰省などで一時的に日本を離れる場合、事前に必ず「一時出国及び再入国届」を国際課に提出し(用紙は国際課にあります)、「海外渡航届」を Google フォームから入力してください。また、日本を出国する前に在留カードの在留期間を必ず確認してください。在留期限を過ぎてしまうと日本への再入国が認められず、もう一度ビザを取得しなければなりません。

海外渡航届入力フォーム: <https://forms.gle/RYmPhj3XHkMEv9nM6>



■ 在留カード取扱の注意事項

不法滞在者が他人名義の在留カードを所持する、いわゆる「なりすまし」の事案が、頻繁に発生しています。

- ・自分の在留カードを貸したり、売ったりすることは犯罪です。
- ・在留カードを紛失していないのに、嘘の紛失届を出すことや、再交付手続きをすることもダメです。
- ・自分の在留カードが犯罪者の手に渡ると、自分名義で不正な契約をされてしまいます。

その場合、在留カードを渡した学生も責任は免れず、逮捕や強制退去となる可能性があります。

■ アルバイトについて

在留資格が「留学」では、留学生としての勉学や研究に関連した活動しかできません。しかし、やむを得ずアルバイトをする場合は、**事前に出入国在留管理局より資格外活動の許可を得る必要があります**。許可を得ずアルバイト等をした場合は、処罰の対象になりますので十分に注意してください。資格外活動許可を受けると、在留カードの裏に、このスタンプが押されます。

在留カード（裏）

住所記載欄		記載事項
届出年月日	住居種別	
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄		在留資格変更許可申請中
許可：原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く		

➤ 資格外活動許可の申請

- ・ アルバイトを始める**一週間前まで**に以下の書類を国際課に提出してください。
 - 1) 資格外活動許可申請書(国際課にあります)
 - 2) 資格外活動調査票(国際課にあります)
 - 3) パスポート
 - 4) 在留カード
- ・ 上記の申請書類等を持って、出入国在留管理局に許可を申請してください。

成田空港や関西国際空港、中部国際空港から入国した場合、入国時に資格外活動許可をもらえる場合がありますが、許可を得ていてもアルバイトを始める際には国際課に届け出てください。受入教員（指導教員）の承諾も必要です。

➤ 留学生のアルバイトに関する法律

- ・ 留学生が一週間に働くことのできる時間数は以下の様に制限されています。
 - 一週間あたり28時間(夏期、春期休業期間中は1日8時間以内)
- ・ 風俗営業等が営まれている営業所でのアルバイトは、認められません。
- ・ 留学生が資格外活動の許可を受けずにアルバイトをした場合：罰金 200 万円
- ・ 雇い主が資格外活動許可を受けていない留学生を就労させた場合：罰金 300 万円



➤ アルバイトに関する福井大学のルール

- ・ アルバイトをする学生は必ず「**資格外活動調査票**」を国際課に提出してください。この書類は指導教員の押印が必要です。
- ・ 学内のスチューデント・アシスタント(SA)やパディをする場合は、資格外活動許可が必要です。
- ・ TA(Teaching Assistant), RA(Research Assistant)をする場合は、資格外活動許可は必要ありません。
- ・ 授業欠席が多い、成績が悪い、など、学業に支障があると判断した場合、アルバイト時間数やアルバイト先について指導する場合があります。

名古屋出入国在留管理局 福井出張所

【住所】 〒910-0019

【電話番号】 0776-28-2101

福井県福井市春山1丁目1-54

福井春山合同庁舎 14F

窓口受付時間: 毎週月曜～金曜 9時～16時(12時～13時はお昼休み)

土曜、日曜、祝日、年末年始はお休み

3. 保険に関すること

■ 医療保険制度

➤ 国民健康保険 ★必ず加入

- ・ 日本に住む者は、国民健康保険に加入しなければなりません。

この保険に加入すると、病院で治療を受けた時に払うお金が30%で済みます。

ただし、歯科矯正、健康診断、美容整形などには使えません。国民健康保険料は市や町によって違いますが、1年間でだいたい18,000円くらいです。

- ・ 入院などで高額な医療費を支払う場合は、市役所に申請すると、一定の金額(自己負担限度額)を超えた分が、あとで払い戻される制度があります。自己負担限度額は所得により異なります。低所得の留学生の場合、一ヶ月で約35,400円が自己負担額の上限です。請求書を受け取ったら、支払う前に国際課に相談してください。

➤ 国民年金 ★必ず加入

日本に住む者は、20歳になったら国民年金に加入しなければなりません。加入すると、将来も日本で生活をしていく場合に、一定の年齢に達したあと、年金を受け取ることができます。実際には、非正規留学生である間は、保険料が免除されます。

また、正規外国人留学生は、徴収猶予の手続きをすれば学生納付特例制度により、在学期間中は支払を猶予されます。

免除を受けるためには、申請が必要です。毎年4月に更新も必要ですので、注意してください。

基礎年金番号通知書が届いたら、大切に保管してください。

資格確認書

〇〇都道府県	有効期限	年 月 日
国民健康保険	発効期日	年 月 日
資格確認書		
記号	番号	(枝番)
氏名	性別	
生年月日	年月日	負担割合
適用開始年月日	年月日	
交付年月日	年月日	
世帯主氏名		
住所		
保険者番号		<input type="text"/>
交付者名		印

基礎年金番号通知書	
基礎年金番号	X X X X - X X X X X X
フリガナ 氏名	サミ 知 相模 太郎
生年月日	平成 14年 4月 2日 令和 4年 4月 1日 交付
厚生労働大臣	

■ 大学で加入する保険

➤ 学生教育研究災害傷害保険(学研災) ★必ず加入

学生教育研究災害傷害保険(学研災)は、学生が本学での教育研究活動中、通学中、学校施設間の移動中の不慮の事故や災害事故で障害を負った場合に補償をするもので、留学生は必ず加入しなければなりません。保険料は年間 800 円からです。

➤ 学研災付帯賠償責任保険(学研賠)

学研災付帯賠償責任保険(学研賠)は、学研災に加入した方が加入できる保険です。学生がキャンパス内や通学途中に対人・対物事故等で賠償責任を負った場合に補償をするもので、保険料は年間 340 円からです。

➤ 留学生向け学研災付帯学生生活総合保険(インバウンド保険) ★寮に入居する学生は必ず加入

日本滞在中に起きた賠償責任、ケガ・病気、救援者費用、死亡・後遺障害等を幅広く補償するもので、大学寮に住む留学生は、必ず加入しなければなりません。学研災に加入している学生のみ加入することができ、こちらに加入する場合は、学研賠への加入は不要です。加入するタイプによって補償内容が異なるので、詳細はパンフレットを参照してください。

***学研災付帯賠償責任保険(学研賠)か留学生向け学研災付帯学生生活総合保険(インバウンド保険)のどちらかに、必ず加入してください。**

*いずれの保険も、在籍期間によって保険料が異なるので、必ず保険料表を確認してから加入するようにしましょう。

➤ 留学生住宅総合補償 ※民間アパート入居者のみ対象

保証人補償、賠償責任、傷害後遺障害への補償がついた保険です。民間のアパートに入居する留学生は、契約時に連帯保証人が必要になります。福井大学に連帯保証人になってもらうには、この保険に加入することが条件です。保険料は年額 4,000 円です。詳細は、保険加入時にお渡しするパンフレットを参照してください。

4. 日常生活・安全に関すること

■ 普段の生活について

日本での生活は、自分の国の生活と大きく異なることがたくさんあります。文化や慣習の違いによって一般常識や法律などの決まり(ルール)が異なることが多々あるので、日本で生活する間は、日本の社会のルールに従い、文化・慣習に適応して過ごしていくことが大切です。せっかくの機会ですから、留学中は大学での勉強だけでなく、毎日の生活を通して日本の文化や風習に触れ、理解を深めてください。わからないことや困ったことがあれば、国際課に聞いてください。

■ マイナンバーについて

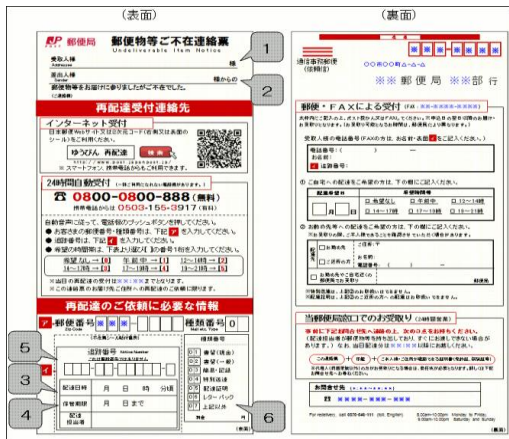
日本での住所が決まり、市役所で住民登録の手続きが終わると、12桁のマイナンバーが付番されます。住民登録が完了してから2~3週間程度で、「個人番号通知書」がみなさんの住所に届きます。これは、居住者一人ひとりの個人番号をお知らせするために交付される通知書です。「個人番号通知書」は郵便配達員から直接受け取る必要があります。個人番号の証明や身分証明書として使用することはできません。「個人番号通知書」と一緒に「マイナンバーカード交付申請書」が同封されています。「マイナンバーカード」とは、マイナンバーが記載された写真付きのカードで、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、マイナ保険証として使うことができます(マイナポータルでの登録が必要)。希望する場合は申請書類を提出し、約1ヶ月後に交付通知書が届くので、必要書類を持って市役所へ受け取りに行ってください。初回の交付は無料です。

これらのカードは、とても大切なものなので、絶対になくさないようにしましょう。万が一失くしてしまったら、すぐに警察と市役所に届け出る必要があります。自分のマイナンバーを他人に教えたり、他人のマイナンバーを聞いたり、書き留めたりすることは禁止されているので、注意してください。

個人番号通知書見本	マイナンバーカード見本
	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;">  <div style="margin-left: 10px;">表面</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 10px;">裏面</div> </div> </div>

■ 郵便物・配達物の不在票について

福井銀行のキャッシュカードや市役所から届く重要な郵送物は本人が郵便配達員から直接受ける必要があります。不在時に郵便配達員が来たときは、「不在連絡票」という紙がポストに入れられます。連絡票の案内に従って連絡をすると、都合の良い時間に再度配達をしてくれます。郵便局以外の宅配業者から物品や書類が届く際にも、同様の連絡票があります。



例1:ご不在連絡票(郵便局)



例2:ご不在連絡票(ヤマト運輸)

不在票が届いたら、早めに再配達を手配するか、配送元の郵便局や営業所に直接取りに行きましょう。

* 保管期限をすぎると、再配達してもらえません。

再配達を手配する場合:

- 牧島ハウスの場合 郵便物は学生サービス課で受け取ってもらえます。再配達の手配は必要ありません。
- 留学生会館の場合 再配達の手続きをしてください。再配達の指定時間は、自分が確実に自室にいる時間帯を指定してください。
- 学生交流宿舎の場合 平日 8:30~15:30 まで、管理人さんが事務室にいます。ただし、管理人さんが不在の時間帯もあるため、12:00~14:00 の時間帯で再配達を手配してください。また、管理人さんに再配達がある旨伝えてください。
- アパートの場合 再配達の手続きをしてください。再配達の指定時間は、自分が確実にアパートにいる時間帯を指定してください。

* インターネットで買い物をする際、「コンビニ受け取り」を選べるとコンビニエンスストアで荷物を受け取ることができるので、不在票の手続きは必要ありません。

■ 引っ越しするときの手続き

引っ越しをするときは、国際課と教務課に住所変更を届け出てください。また、市町村の役所に行き、手続きを行う必要があります。

<例1> 福井市内から福井市内の別の住所へ引っ越しとき:

- ① 「転居届」を福井市役所へ提出する

<例2> 福井市内から福井市外へ引っ越しとき:

- ① 「転出届」を福井市役所へ提出する
- ② 「転出証明書」を福井市役所から発行してもらう
- ③ 「転出証明書」を持って引っ越し先の市役所または区役所に行き、「転入届」と一緒に提出する

* 「住民票」が必要な時は、住所を届け出た市役所の市民課に行き、申請してください。(1通 300円)

* 郵便局で「転居届」を提出すると、旧住所あての郵便物などを新しい住所に無料で転送してくれます。(日本国内のみ)

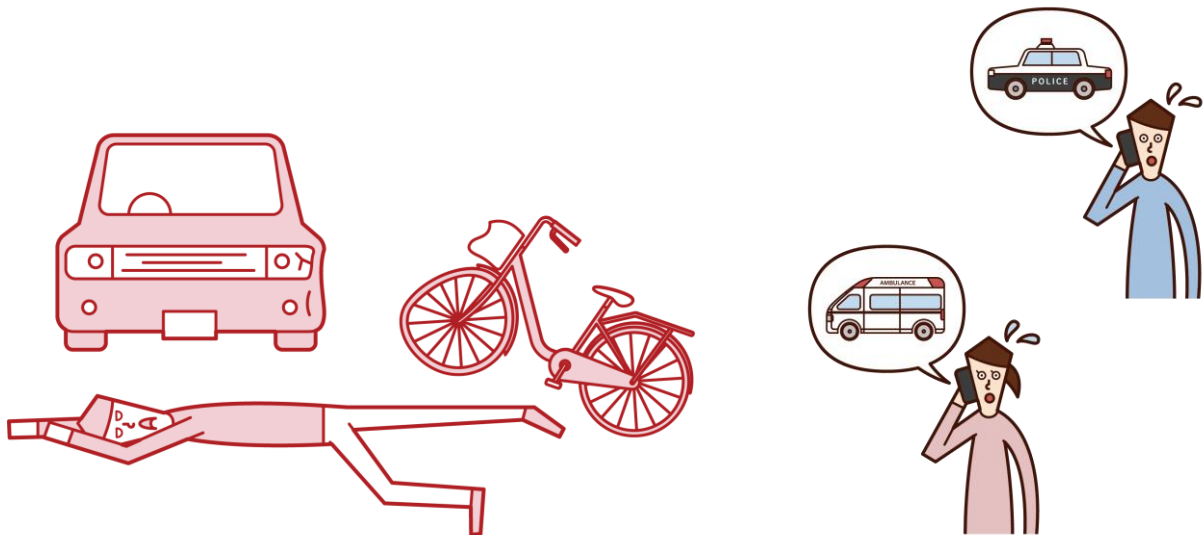
<https://www.post.japanpost.jp/service/tenkyo/>

■ 安全・事故について

もし事故にあったら!?

交通事故にあった場合、事故を起こしてしまった場合は、必ず警察(TEL: 110)に連絡してください。

その際には、事故の相手の名前、住所、連絡先を確認してください。また、怪我人がいる場合には、消防署(TEL: 119)に連絡し、救急車を呼び、病院に行ってください。その後で福井大学の国際課にも連絡してください。警察に連絡しておかないと、自動車損害保険が適用されなかったり、損害補償が受けられなかったりします。



■ 自動車の運転について

➤ 日本の運転免許証への切り替え

日本国内で自動車を運転する場合、国際免許証または日本の運転免許証が必要です。国際免許証を本国で取得してきた場合は、運転する前に必ずその免許証が日本で有効か確認してください。外国の運転免許証で運転をした際に、警察の検問等で運転の事実が発覚した場合、交通違反や交通事故を起こした場合に、厳正な罰則(30万円以下の罰金)が課せられ、大学から懲戒処分を受けることがあります。早期に日本の運転免許証へ切り替えてください。

➤ 駐車場について

車を所有する場合、その車を常時駐車するための駐車場を確保しなければなりません。駐車場を確保せずずっと道路上に駐車しておくことは違法で、周りの人の迷惑となります。必ず駐車場を借りてください。

➤ 車検について

日本では、国によって定められた検査を受け、「**自動車検査証**」の交付を受けている自動車やバイクでなければ、運転することができません。この検査のことを通称「**車検**」と呼び、定期的に受けることが義務づけられています。現在所有する自動車の「**自動車検査証**」に記載された有効期限が切れるまでに**必ず車検を受けてください**。期限が切れる一ヶ月前から検査を受けることができます。車検は自動車ディーラーや、指定された整備工場などで受けることができます。

➤ 保険について

日本では、自動車事故を起こした場合は、すべて自己責任で損害賠償をしなければなりません。**オートバイや自動車を運転する際には、必ず自賠責保険と任意保険に加入してください**。日本で交通事故を起こすと、自賠責保険だけでは足りませんので、任意保険も必ず加入してください。

<自動車保険の種類>

自賠責保険	自動車やバイクを持っている人は必ず入らなければなりません。 事故の被害者の治療費や、死亡の補償金の一部が出ます。
任意保険	自分の治療費や自動車やバイクの損害賠償に使うことができます。 注)自動車を運転する場合は、必ず加入してください。

※ 大学構内及び宿舎・寮・アパート・市内のお店や駅などに自転車を停める場合は、必ず鍵をかけて、指定された駐輪場を使用して下さい。乗り捨てや放置した場合、盗難にあうことが多いので注意して下さい。

※ 大学構内はオートバイを運転しながらの入構は禁止です。必ず正門でオートバイから降り、押して歩き、近くの駐輪場に停めて下さい。

■ 自然災害について

日本では、地震・台風・大雨・大雪などの自然災害が起こる場合があります。特に日本は地震が多く起こる国です。

➤ 地震

地震の揺れの強弱は「震度0」から「震度7」まであります。「震度2-3」から揺れを感じることもあり、「震度4」では揺れを感じます。地震はいつ、どこで起こるかわからないので、日頃からの備えがとても大切です。

<身を守る方法>

1. 落下物から身を守るため、テーブルの下に移動
2. 室内でも靴をはく
3. 窓ガラスが割れ、ケガをする可能性があるため、窓際から離れる
4. 生活必需品を持って近くの避難所へ行く



➤ 台風・大雨

台風は7月～10月にかけて接近・上陸する数が多くなる傾向があります。台風の暴風や大雨は、風災、水災、土砂災害といった大きな被害をもたらします。台風から離れた地域でも大雨が発生することがあります。

<身を守る方法>

1. 外に出ない
2. 窓に鍵をかけ、窓ガラスが割れたときのためにカーテンは閉めておく
3. インターネット等のニュース速報で正確な状況を把握しておく
4. 避難勧告が出た場合は、避難指示に従いすみやかに避難所へ移動する



➤ 大雪

福井では冬に雪が降ります。特に1月～2月頃に大雪(1メートル以上の積雪)になることがあります。また、吹雪などで視界が真っ白になり何も見えなくなる、「ホワイトアウト」と呼ばれる状態になることもあるので、注意してください。

<身を守る方法>

1. 外に出ない
2. 屋根から雪が落ちてくることがあるので、建物の近くは歩かない
3. 道路が凍結し、滑りやすくなっているため、注意して歩行する(小さな歩幅で歩く、スノーブーツ等を履く)
4. 転んだ時のケガの予防のために、帽子をかぶる、手袋をするなど、工夫する





学生の災害時における安否確認システム(ANPIC)の 初期登録について

新入生のみなさんは、必ず初期登録をお願いします。初期登録の際に送信されるメールは、**大学のgメールアドレス(アカウントID@g.u-fukui.ac.jp)**宛に届きます。

[ANPIC 初期登録サイト](#)

登録方法等は、以下のとおりです。

- ステップ1 ANPIC 初期登録サイトにアクセス
<https://anpic13.jecc.jp/u-fukui/regist>
- ステップ2 ログインIDに学籍番号(8桁半角数字)を入力後、「次へ」をクリック
- ステップ3 **大学のgメールアドレス**に届く初期登録メールの「ユーザ登録URL」をクリック
★初期登録メールが大学のgメールアドレスに届かない場合は、学生サービス課までご連絡ください。
- ステップ4 各自でパスワード(6～15文字の半角英数字、使用できない記号有り)を設定し、「メールアドレス2(及び3)」に普段から使用するメールアドレスを追加登録
★登録したパスワードは大切に保管してください。
- ステップ5 **大学のgメールアドレス**に届く本登録メールの「本登録URL」をクリック
- ステップ6 登録完了画面が表示されれば初期登録完了 → 「ログイン画面へ」をクリック
- ステップ7 ログイン画面が表示されれば登録終了
★ブックマークやお気に入り登録してください。



※ 登録後は、福井県内で「震度5弱」以上の地震が発生した場合に、**大学のgメールアドレス**及び各自が登録したメールアドレス等(LINE・ANPIC アプリ含む*2)にANPICから直接安否確認メールが自動配信されます。「無事」等をチェックし、安否状況を報告してください。詳細は、大学ホームページを確認！！

(*2)LINE・ANPICアプリの登録については、[福井大学ホームページ](#)をご確認ください。

大学ホームページ：ホーム>[福井大学安否確認システム\(ANPIC\)について](#)
<https://www.u-fukui.ac.jp/anpic/>



■ 避難所について

福井大学付近の指定避難所は下記の通りですが、1番目に開設する指定避難場所は「春山小学校」です。

区分	施設名	住所	地震	洪水	土砂	津波
指定 避難所	春山公民館	文京3丁目11-12	○	-	-	-
	春山小学校	文京3丁目13-1	◎	◎	-	-
	明道中学校	文京2丁目5-1	○	○	-	-
	藤島高等学校	文京2丁目8-30	○	○	-	-
	国立大学法人福井大学	文京3丁目9-1	○	○	-	-
	牧島保育園	文京3丁目26-23	○	-	-	-
	フェニックス・プラザ	田原1丁目13-6	○	○	-	-
	啓新高等学校	文京4丁目15-1	○	-	-	-



■ ゴミの出し方について

日本ではそれぞれの市町村・アパートでゴミの出し方にルールがあります。ゴミ袋の指定、分別方法、ごみを出す日が決まっています。ルールを守らないと他の人の迷惑になるので、きちんと守りましょう。

<h3>燃やせるゴミ</h3> <p>台所ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> 生ごみ ● 残飯 貝がら ● 食用油 <p>※食用油は紙や布に染みこませるなど蓋閉鎖で固めてください。</p> <p>※生ごみなどは水分をよく切ってください。※竹筒などは、先端を折るなど危なくないようにしてください。</p> <p>※出す時は40cm角位に切って指定袋に入れてください。</p> <p>紙くず</p> <ul style="list-style-type: none"> ティッシュ ● 紙おむつ 紙コップ ● 紙タオル 封筒 など <p>※紙おむつは汚物を取り除いてください。</p> <p>皮革・ゴム類</p> <ul style="list-style-type: none"> くつ ● バッグ ゴム手袋 ● ゴム長靴 など <p>木くず</p> <ul style="list-style-type: none"> 棒切れ ● 木箱 落葉 ● 庭木の剪定枝 など <p>※木片、棒切れ、剪定枝は、直径3cm以内、長さ30cm以内にふるよう切って指定袋に入れてください。</p>	<h3>燃やせないゴミ</h3> <p>金属類</p> <ul style="list-style-type: none"> 金銀類 ● 銅 やかん ● フライパン など <p>ガラス類 (再生できないガラス類)</p> <ul style="list-style-type: none"> 板ガラス ● コップ 化粧品びん ● 蛍光灯・電球 など <p>※ガラスの破片など危険なものは新聞紙などで包むか、安全な袋に入れて(キック)と表示してください。</p> <p>文具・日用品類</p> <ul style="list-style-type: none"> 不透明なチューブ類 ● ボールペン・定規などの文具類 ポリバケツ ● ビニールひも 汚れの落ちないプラスチック容器包装 など <p>陶器類</p> <ul style="list-style-type: none"> 茶わん ● 皿 植木鉢 ● 花壇 など <p>小型家電</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気ポット ● ビデオデッキ トースター ● ラジカセ <p>※電気機器は取り除いてください。</p>
<h3>プラスチックごみ</h3> <p>● 卵・ラベル類 ● カップ・トレイ類 ● ボトル類 ● フタ・ネット・その他</p> <p>※金属は取り除きます。</p> <p>いっしょに入れしないでください! (燃やせないごみとして出します)</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚れのひどいもの(固形物が取れないもの) ボトル類で油類が入っていたもの 不透明なチューブ類 発泡スチロール、事業系の菓物の保護材 おもちゃ・文房具・ハンガー・CDなど 	<h3>資源ごみ</h3> <p>びん ● ペットボトル ● スプレー缶 ● ライター</p> <p>缶 ●</p>
<h3>粗大ごみ</h3> <p>燃やせる粗大ごみ</p> <p>木製の家具類</p> <ul style="list-style-type: none"> 机 ● 椅子 ● 戸棚 ● タンス ● たたみ など <p>※薪木の指定木は直径10cm以内、長さ2mまでただし、収集資源センターには持ち込めません。</p> <p>寝具類</p> <ul style="list-style-type: none"> 木製ベッド ● カーベット ● じゅうたん ● ふとん ● 毛布 など <p>燃やせない粗大ごみ</p> <p>大型家電類</p> <ul style="list-style-type: none"> ガス釜 ● 電子レンジ ● ステレオ ● 電気カーペット など <p>スポーツ用具・子供玩具等</p> <ul style="list-style-type: none"> スキー板 ● スキー靴 ● スノーボード ● ベビーカー ● 自転車 ● コルクラブ ● スキー杖 ● ビデオカメラ ● 三輪車 ● 自転車 ● コルクラブ <p>大型プラ製品</p> <ul style="list-style-type: none"> 収納ケース ● 書類ボックス ● 衣装ケース など <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 自転車 ● ストープ ● スプリング入りマットレス ● ソファ(スプリング入) ● ステールパイプベッド など <p>※ファンヒーター、石油ストーブは灯油を抜いて出してください。(乾電池も取る)</p>	<h3>家電リサイクル</h3> <p>テレビ ● ブラウン管テレビ・薄型テレビ(液晶・プラズマ)</p> <p>洗濯機 ● 衣類乾燥機</p> <p>冷蔵庫 ● エアコン</p> <p>家電四品目</p>

※家電リサイクル品は、収集運搬許可業者に依頼してください。

※粗大ごみは、下記施設に持ち込みするか、収集資源センターに電話(0776-35-0052)で収集を依頼してください。

① 福井市クリーンセンター(寮町50号41番地) 電話(0776-53-8999)

② 収集資源センター(南江守町2号1番地) 電話(0776-35-0052)

手配が難しい場合は、学生サービス課に相談してください。

ゴミの出し方を含め、日本での暮らしに必要な基礎知識やルールを紹介する動画が、出入国在留管理庁ホームページ及びYouTube 法務省チャンネルで公表されています。動画は17言語で作成されていますので、ぜひ活用ください。

- ・ 出入国在留管理庁ホームページ

https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00078.html

- ・ YouTube 法務省チャンネル

<https://www.youtube.com/@MOJchannel/videos>